

第8回 西区協議会

日時：令和4年1月26日（水）

午後1時30分～

会場：舞阪協働センター1階 ホール

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 協議事項
 - 第12号 浜松市区再編内定案説明及び意見聴取について
 - 第13号 家庭ごみ有料化の検討状況について
- 4 その他
 - (1) 地域課題について意見交換
 - (2) 今後の開催予定
- 5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市区再編内定案説明及び意見聴取について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景 区再編については、令和2年9月に市議会において区再編は必要との結論に至った。 令和3年12月の市議会特別委員会（以下、特別委員会）において、再編後の区割り案を内定した。</p> <p>○経緯 特別委員会において具体的な再編案に関する協議を行うとともに、各区協議会、各区自治会連合会において、以下のとおり区再編の協議の主な経緯について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月～11月 ・令和3年4月 ・令和3年9～10月 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>・令和3年12月の特別委員会において区割り案が内定されたことから、再編後のサービス提供体制、住民自治の姿とあわせ、区再編（案）としてパブリック・コメントにより皆様からご意見を募集するもの。</p> <p><u>1 区割り案</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区割り案の概要、区役所・行政センター・支所の位置等 <p><u>2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域拠点の名称、位置、業務内容等 ② 主要組織（福祉）の基本的な方向性 ③ 主要組織（土木）の基本的な方向性 ④ 主要組織（防災）の基本的な方向性 ⑤ デジタル化の基本的な方向性 ⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実 ⑦ 住民自治（協議会の体制） 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和4年1月17日～2月15日</p> <p>市の考え方公表時期 令和4年5月予定</p> <p>区協議会への諮問・答申 令和4年11～12月予定</p> <p>区設置等条例議決 令和5年2月予定</p>				
担当課	区再編推進 事業本部	担当者	川西 亜紀子	電話	457-2123

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項																											
件 名	家庭ごみ有料化の検討状況について																											
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景 資源物拠点回収の充実化、市民へのごみ減量の啓発活動に加え、2018年度から2020年度まで自治会と連携した「ごみ減量天下取り大作戦」を実施するなど、市民や自治会と様々な取り組みを行ってきたが、近年家庭ごみの減量が進んでいない。</p> <p>○経緯 浜松市環境審議会に対し、2020年7月20日に「家庭ごみ有料化に関すること」について諮問し、2021年10月12日に「市が、引き続き環境負荷の低減に向けて、様々なごみの減量施策の推進に取り組む必要がある中で、家庭ごみ有料化は有効な施策の一つであると考えられる」という答申を受けとった。現在、有料化の実施の可否を含め検討している。</p>																											
対象の区協議会	各区協議会																											
内 容	<p>家庭ごみ有料化に関する審議・検討状況を報告するとともに、家庭ごみ有料化について意見を聴取するもの。</p> <p>○審議経過 2020年7月20日 浜松市環境審議会へ諮問 浜松市環境審議会ごみ減量推進部会で2020年9月～2021年10月までに計7回審議（詳細は別紙） 2021年10月12日 浜松市環境審議会から答申</p>																											
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>今後、市ホームページに家庭ごみ有料化に関する動画を掲載するとともに、以下の日程で市民向け家庭ごみ有料化の検討状況について、説明会を実施予定。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2月5日(土)</td> <td>雄踏文化センター</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2月6日(日)</td> <td>総合産業展示館</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2月10日(木)</td> <td>クリエート浜松</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2月12日(土)</td> <td>なゆた・浜北</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2月13日(日)</td> <td>みをつくし文化センター</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2月19日(土)</td> <td>龍山森林文化会館</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2月20日(日)</td> <td>Uホール</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>2月27日(日)</td> <td>天竜壬生ホール</td> </tr> </table>				1	2月5日(土)	雄踏文化センター	2	2月6日(日)	総合産業展示館	3	2月10日(木)	クリエート浜松	4	2月12日(土)	なゆた・浜北	5	2月13日(日)	みをつくし文化センター	6	2月19日(土)	龍山森林文化会館	7	2月20日(日)	Uホール	8	2月27日(日)	天竜壬生ホール
1	2月5日(土)	雄踏文化センター																										
2	2月6日(日)	総合産業展示館																										
3	2月10日(木)	クリエート浜松																										
4	2月12日(土)	なゆた・浜北																										
5	2月13日(日)	みをつくし文化センター																										
6	2月19日(土)	龍山森林文化会館																										
7	2月20日(日)	Uホール																										
8	2月27日(日)	天竜壬生ホール																										
担当課	ごみ減量推進課	担当者	樽松 希	電話	453-0026 (内 3114)																							

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和 4 年 1 月 26 日
於：舞阪協働センターホール

家庭ごみ有料化の検討状況について

次 第

- 1 あいさつ
- 2 家庭ごみ有料化の検討状況について
 - (1) 動画視聴
 - (2) 補足説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1
- 3 ごみ減量の必要性と減量のポイント・・・・・・・・・・ 資料 2
- 4 今後の予定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3
- 5 意見交換

【参考】

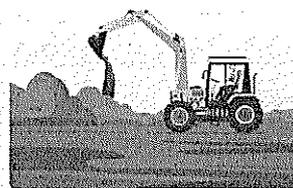
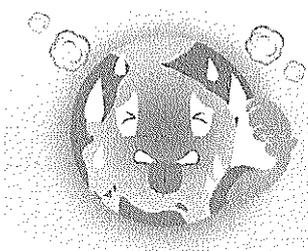
・わたしがやらなきゃごみ減量

担当課：環境部ごみ減量推進課 電 話：453-0026 メール：gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp
--



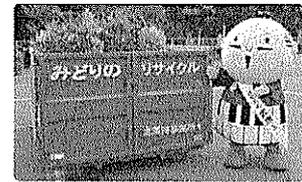
ごみ減量の必要性

- ① 地球環境を守るため
- ② 現在の最終処分場を長期間使うため
- ③ 将来世代の負担軽減のため



今までのごみ減量の取組み

1980年度 (S55)	ごみ10%減量運動開始
2005年度 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃施設・区役所等での資源物拠点回収開始 ● みどりのリサイクル開始
2008年度 (H20)	マイバッグ・マイバスケット持参運動開始
2009年度 (H21)	廃食用油の拠点回収事業を開始
2011年度 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量アクションプランの策定 (H23~H25) ● インクカートリッジの回収開始
2012年度 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用済み小型電子機器の拠点回収開始 ● 雑がみ分別の市民啓発開始 ● 環境美化推進員制度開始



みどりのリサイクル



廃食用油の回収



小型家電の回収

今までのごみ減量の取組み

2013年度 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の地域によって異なっていたごみ出しルールを制度統一 ● 連絡ごみの有料化開始 ● 資源物集団保管庫の貸与 (H25~H30)
2014年度 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量セミナーの実施 (H26~H30) ● 自治会等へのごみ減量・3R説明会の実施
2018年度 (H30)	ごみ減量天下取り大作戦開始 (H30~R2)
2019年度 (R1)	羽毛ふとんの拠点回収開始
2020年度 (R2)	区役所・協働センターでの雑がみ回収開始
2021年度 (R3)	Instagramではままつエコレシビハッシュタグキャンペーンの実施

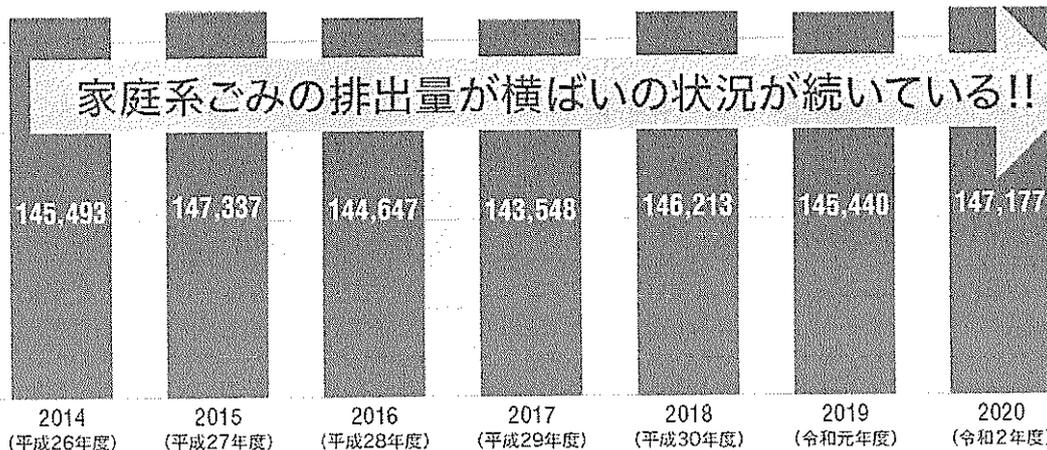


ごみ減量天下取り大作戦

家庭系ごみ排出量の推移

※もえるごみ・もえないごみ・連絡ごみの合計

単位(t)



浜松市環境審議会への諮問の3つの理由

- ① 本市の廃棄物処理の計画である
「浜松市一般廃棄物処理基計画『ごみ処理基本計画編』」に定める
中間目標年度の計画値が達成できていないこと
- ② 令和元年度に実施された浜松市包括外部監査において、
ごみ減量の手段の一つとして、他都市での導入が進んでいる
家庭ごみ有料化について検討すべきとの御意見があったこと
- ③ 国から、新たな一般廃棄物処理施設の整備計画を進めるにあたり、
家庭ごみ有料化の検討を、施設整備交付金の交付要件として
求められたこと

浜松市環境審議会による答申

【令和3年10月12日】

浜松市環境審議会 田中会長より
市長へ有料化に対する意見を
まとめた答申書を提出

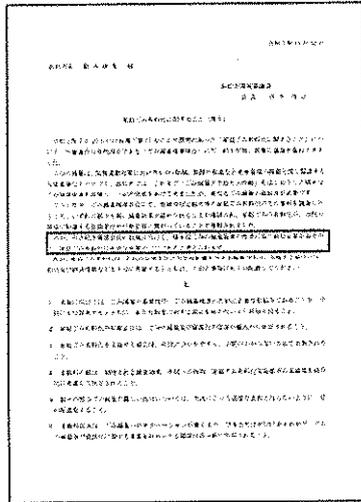


家庭ごみ有料化により期待できること

- ① 市民のごみ減量や分別に対する意識の変革
- ② ごみの排出量に応じた手数料を支払うことによる
市民負担の公平化
- ③ 手数料収入をごみ減量・資源化施策を
始めとした環境行政分野に充てること
による更なるごみの減量

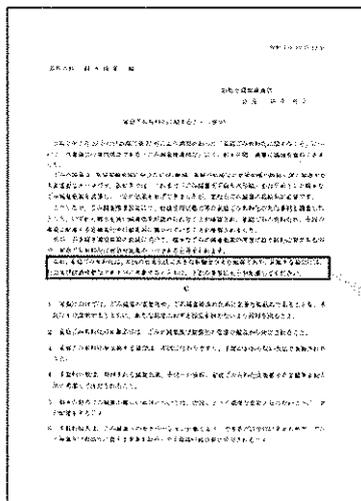


答申書の内容



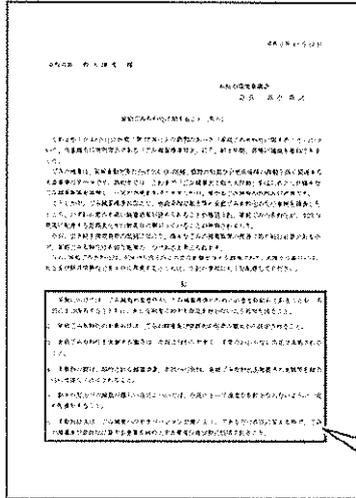
市が、引き続き環境負荷の低減に向けて、様々なごみの減量施策の推進に取り組む必要がある中で、**家庭ごみ有料化は有効な施策の一つであると考えられる**

答申書の内容



家庭ごみ有料化は、市民の日常生活に大きな影響を与える施策であり、実施する場合には、社会及び経済情勢などを十分に考慮すべき

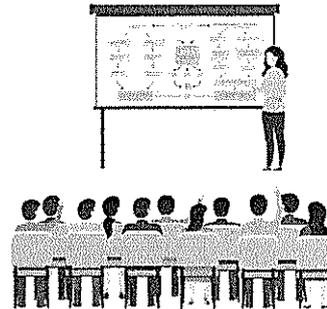
答申書の内容



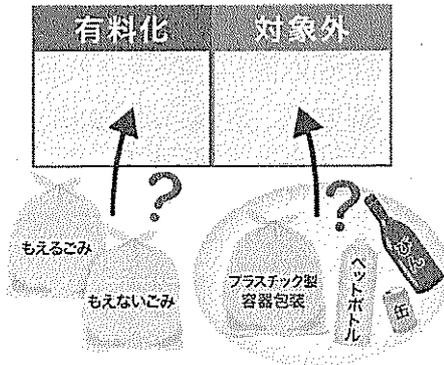
6つの配慮事項

配慮事項 1 市民の皆様への十分な説明と制度周知について

実施に向けては、ごみ減量の重要性や、ごみ減量推進のために必要な取組みであることを、市民に十分説明するとともに、新たな制度に対する混乱を招かないよう周知を図ること。



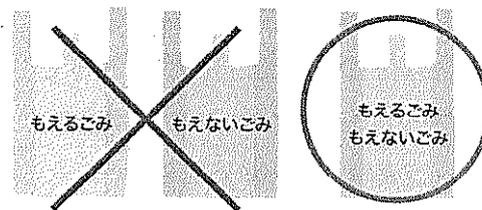
配慮事項2 対象品目について



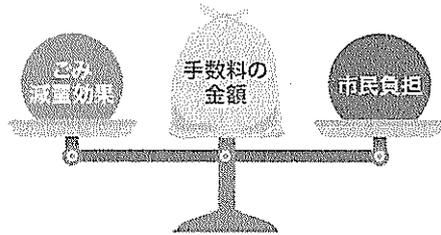
家庭ごみ有料化の対象品目は、ごみの減量及び資源化の促進の観点から決定されること。

配慮事項3 有料化の手法について

家庭ごみ有料化を実施する場合は、市民に分かりやすく、手間のかからない方法で実施されること。



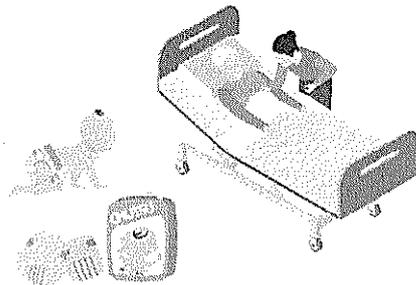
配慮事項4 ごみ処理手数料の金額について



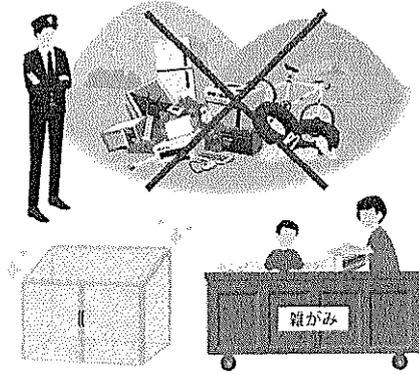
手数料の額は、期待される減量効果、市民への負担、家庭ごみ有料化実施都市の実績等を総合的に考慮して決定されること。

配慮事項5 手数料の減免について

個々の努力での減量が難しい品目については、市民にとって過度な負担とならないように一定の配慮をすること。



配慮事項 6 手数料の活用について



手数料収入は、ごみ減量へのモチベーションが働くよう、できるだけ市民に見える形で、ごみの減量及び資源化に資する事業を始めとする環境行政分野に活用されること。

有料化検討状況の説明及び意見聴取の予定について

2022年1月～2月 (R4)	浜松市自治会連合会会議 区協議会
2022年2月 (R4)	ホームページへの動画公開 有料化検討状況についての説明会
2022年3月 (R4)	環境美化推進員※1研修

※令和4年度以降の意見聴取方法については検討中

※1 自治会等から選出され、集積所の管理、ごみの分別指導、ごみ減量の啓発等を行う地域のリーダー

家庭ごみ有料化の検討状況について 動画補足資料

補足 1 家庭ごみ有料化について

1 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、ごみの排出量に応じてごみ処理手数料の一部を市民の皆様にご負担していただくことを指します。現在、本市の指定袋の販売価格の内訳は、製品原価と流通コストのみとなっており、ごみ処理手数料は含まれていないため、有料化に該当するものではありません。

図表 1 家庭ごみ有料化のイメージ



- ・「有料指定袋制度」・・・ごみ袋にごみ処理費等の一部を上乗せし、販売する制度で、これがいわゆる「ごみの有料化」である。
【政令市 9 市：京都、福岡、札幌、熊本、北九州、仙台、新潟、千葉、岡山】
- ・「単純指定袋制度」・・・市が袋の規格（大きさ・色・厚さ等）のみを定め、製造事業者の袋を認定し、事業者に自由に販売していただくもの。袋の価格にごみ処理費用は含まず「ごみの有料化」ではない。【政令市 4 市：浜松、静岡、名古屋、神戸】

2 有料化導入の目的と効果

家庭ごみ有料化を実施している政令指定都市における家庭ごみ有料化の意義・目的は図表 2 のとおりです。

図表 2 家庭ごみ有料化を導入している政令市の有料化の意義・目的

政令市名	ごみ減量効果	公平性	意識啓発	財源確保	役割の明確化	温暖化防止
札幌市	●	●		●		
仙台市	●	●				
千葉市	●	●	●			
新潟市	●					
京都市	●		●			
岡山市	●	●				●
福岡市	●	●	●		●	
北九州市	●	●	●			
熊本市	●	●	●	●		

(出典：本市調査による)

3 有料化実施状況とごみ減量効果

(1) 有料化実施状況

平成 17 年に、国が地方自治体の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を図るため一般廃棄物処理の有料化を図るべきである」とし、推進すべき施策として明確化されました。

全国では 65.5%、静岡県内では 51.4%、政令指定都市では 40.9%の自治体が導入しています。近隣都市では、湖西市、掛川市、菊川市、森町などが実施しています。

図表 3 家庭ごみ有料化実施率

区分	自治体数	実施自治体数	実施率
全 国	1,741	1,140	65.5%
静 岡 県	35	18	51.4%
政令指定都市	20	9	40.9%

※全国実施数は環境省発行「日本の廃棄物処理（令和元年度版）」より、静岡県内及び政令指定都市については本市調査による。

※実施自治体数：家庭ごみ（粗大ごみを除く）について有料化を実施している自治体数。

(2) ごみ減量効果

本市と同規模の自治体である政令指定都市における家庭ごみ有料化の減量効果について見てみると、有料化実施9市においては有料化導入2年度前と導入翌年度においては、約7%から36%程度の減量効果が、料化導入2年度前と近年度では約13%から38%程度の減量効果が現れていることがわかります（図表4）。

図表4
家庭ごみ有料化実施政令指定都市の一人1日あたりのごみ排出量における減量効果

都市名 (有料化実施年度)	1ℓ当たりの手数料	減量効果	
		導入2年度前と 導入翌年度の比較	導入2年度前と 近年度の比較
札幌市 (H21.7)	2円/ℓ	▲36.1% (H22年度)	▲38.0% (H29年度)
新潟市 (H20.6)	1円/ℓ	▲26.5% (H21年度)	▲31.2% (H30年度)
北九州市 (H10.7) (H18.7改定)	1.1円/ℓ	▲25.9% (H19年度)	▲35.6% (H30年度)
岡山市 (H21.2)	1.1円/ℓ	▲23.2% (H21年度)	▲27.8% (H29年度)
京都市 (H18.10)	1円/ℓ	▲19.9% (H19年度)	▲35.3% (H30年度)
熊本市 (H21.10)	0.8円/ℓ	▲25.3% (H22年度)	▲27.5% (H29年度)
仙台市 (H20.10)	0.9円/ℓ	▲18.5% (H21年度)	▲22.8% (H30年度)
福岡市 (H17.10)	1円/ℓ	▲10.5% (H18年度)	▲24.7% (H30年度)
千葉市 (H26.2)	0.8円/ℓ	▲7.3% (H27年度)	▲12.9% (H30年度)

(出典：令和元年8月及び令和3年2月 本市実施「家庭ごみ有料化に関する調査」結果)

※1 「有料化実施年度」は可燃ごみの有料化を実施した年度を示している。

※2 「減量効果」は「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」の排出量の削減率をあらわしている。

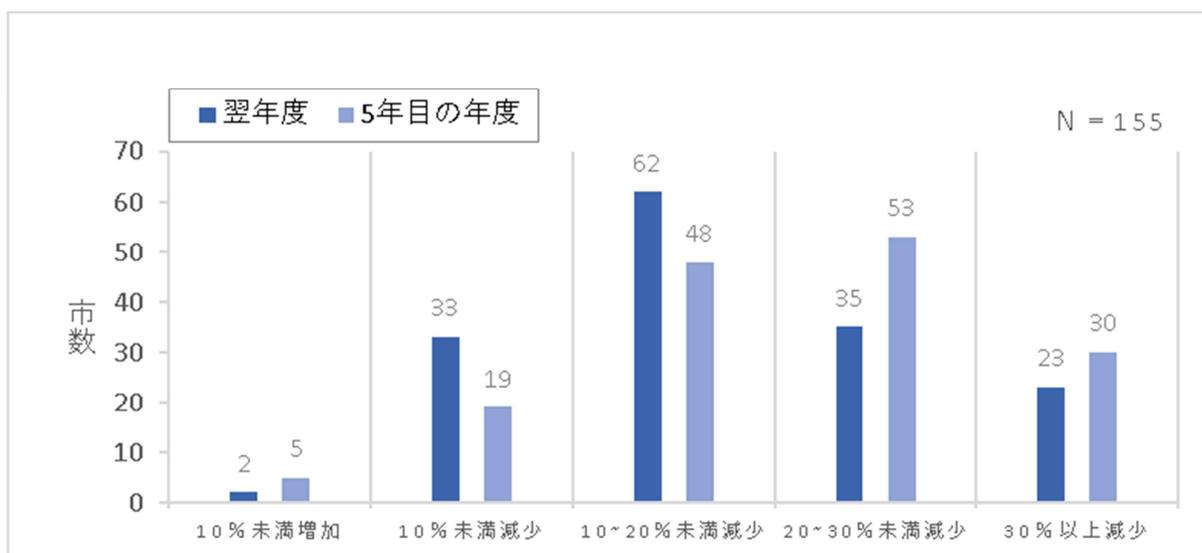
※3 太枠で囲んだ3市は指定袋制度導入後に家庭ごみ有料化を実施している。

【参考】全国的な家庭ごみ有料化の減量効果

全国的な家庭ごみ有料化の減量効果について見てみると、有料化導入翌年度については、99%の自治体が一人1日当たりの家庭ごみ排出量を減らしており、10%以上減少した自治体は全体の77%に及んでいます。

また、リバウンドの有無について見てみると、有料化導入5年目の年度においては、一人1日当たりの家庭ごみの排出量を減少させた自治体数は97%、増加した都市は5都市にとどまり、全体の傾向としてリバウンドの傾向は生じておらず、家庭ごみ有料化は継続的に効果が維持されと考えられます。

図表 5 有料化導入後の一人1日当たりの家庭ごみ排出量効果別市数



(出典：山谷修¹ 著作「ごみ減量施策 自治体ごみ減量手法のフロンティア」を参考に作成)

※2000年度以降有料化実施都市のうち単純従量制導入155市について調査したもの

※横軸は有料化導入前年度比での一人1日当たりの家庭ごみ排出量の平均減量率

¹ 東洋大学名誉教授、ごみ減量資料室代表

補足 2 浜松市が現在行っているごみ減量・資源化の取り組み

●ごみ減量の推進

- ・生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・密封発行容器）の配付
- ・家庭用生ごみ処理機購入補助制度の実施
- ・水切りグッズ「やらまいか！水切りプレス」の配布
- ・食品ロス削減協力店制度の実施

●資源物集団回収の推進

- ・資源物集団回収協力金の交付

●資源物拠点回収の取組み

- ・古紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール）、古着類等の区役所・清掃施設での回収
- ・みどりのリサイクル実施
- ・廃食用油の回収
- ・使用済インクカートリッジの回収
- ・使用済小型家電の回収
- ・羽毛布団の回収

●ごみ減量教育の実施

- ・小学生用社会科副読本の作成・配布
- ・雑がみ分別袋の作成・配布
- ・こどもモッタイナイ大作戦の実施

●ごみ減量啓発の実施

- ・エコレシピ動画作成等食品ロス削減啓発事業の実施
- ・わたしの町のごみゼロデーの実施
- ・出前講座、ごみ減量セミナーの実施
- ・マイバック・マイバスケット運動の推進
- ・小学生向け講座「君も今日から 3R 博士」の実施
- ・清掃施設の見学受入実施

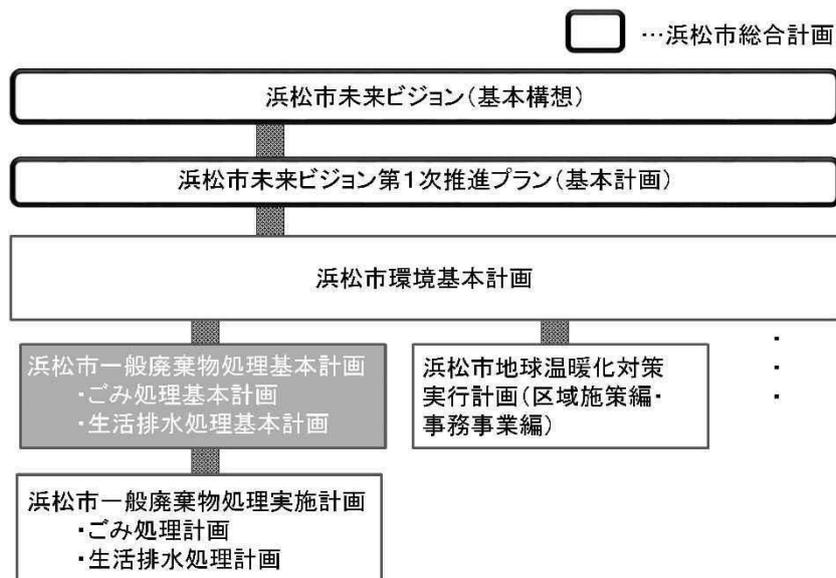
など

補足 3 浜松市のごみ処理の現状

1 浜松市一般廃棄物処理基本計画

本市では、一般廃棄物の中長期的な適正な処理を行うための計画として「浜松市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：H26～R3）」を策定しています。

図表 6 浜松市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



この中で、中間目標年度を平成 30 年度と設定し、本市のごみ処理に係る取組みの基本的な方向性と目標を設定し、目標達成のための具体的施策を示しています。中間目標年度における計画の達成状況は次のとおりです。

図表 7 計画の中間目標値及び最終目標値

計画の指標	H30 年度(中間)			R10 年度(最終)
	計画値	実績値	状況	計画値
一人 1 日当たりのごみ排出量 ²	866 g/人・日	879 g/人・日	未達	843 g/人・日
リサイクル率 ³	23.6%	18.8%	未達	30.6%
最終処分量 ⁴	13,816 t/年	12,812 t/年	達成	12,728 t/年

²一人 1 日当たりのごみ排出量：市内で発生する一般廃棄物（家庭から出るごみと店舗や工場などから出るごみを合わせたもの）について一人 1 日当りに換算した量。

³リサイクル率：市内で発生する一般廃棄物（家庭から出るごみと店舗や工場などから出るごみを合わせたもの）のうち、市が回収した資源物、集団回収した資源物、ごみ処理の工程で生じた資源物など、再資源化する量の割合。

2 各目標値の達成状況

計画に定めた各目標値の達成状況は次のとおりです。

(1) ごみ排出量の状況

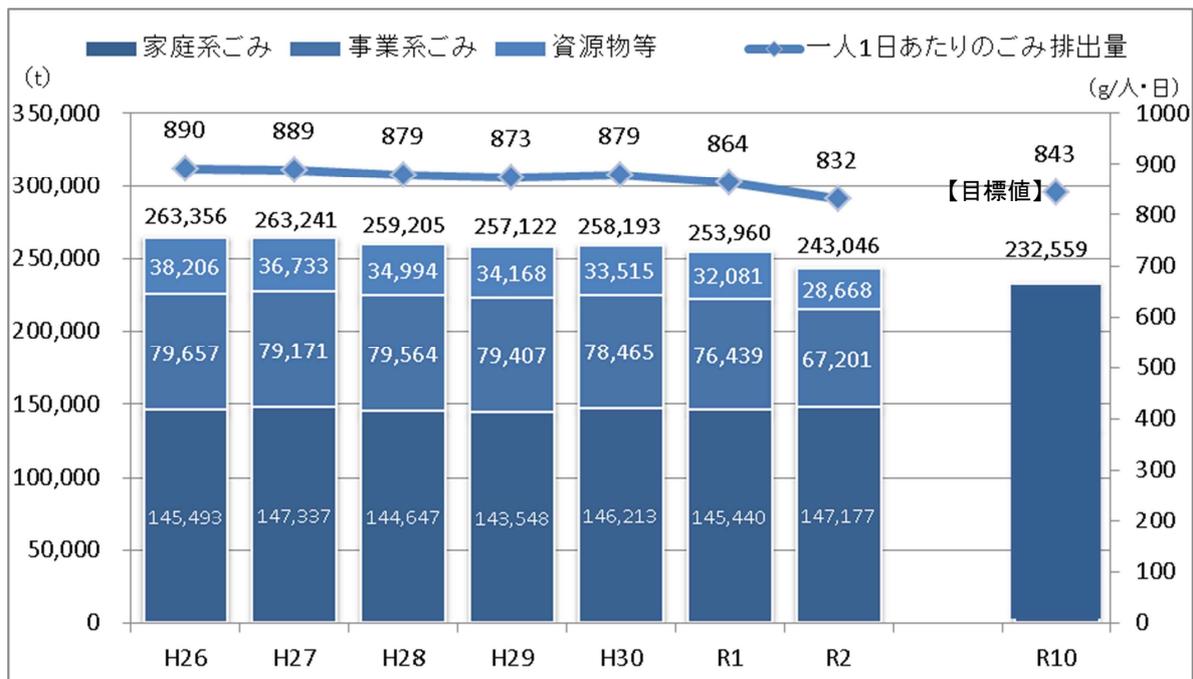
ごみ排出量の推移をみると、平成 30 年度には、台風 24 号の被害により家庭系ごみが大幅に増加したため前年度の排出量を上回りましたが、ごみの排出量は微減傾向にあります（図表 8）。特に令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染拡大の影響による社会経済活動の停滞により、前年度より大きく減少しました。

また、ごみ排出量の内訳をみると、事業系ごみは減少しているものの、家庭系ごみは横ばいのままです（図表 9）。今後、社会経済活動の停滞が回復すれば事業系ごみの排出量は増加することが予想されます。このため、令和 10 年度の計画値（目標）を引き続き達成するには、横ばいが続いている家庭系ごみについて、更なるごみ減量の取組みが必要です。

図表 8 一人 1 日あたりのごみ排出量

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R10
計画値	894	886	879	872	866	863	860	843
実績値	890	889	879	873	879	864	832	

図表 9 ごみの排出状況

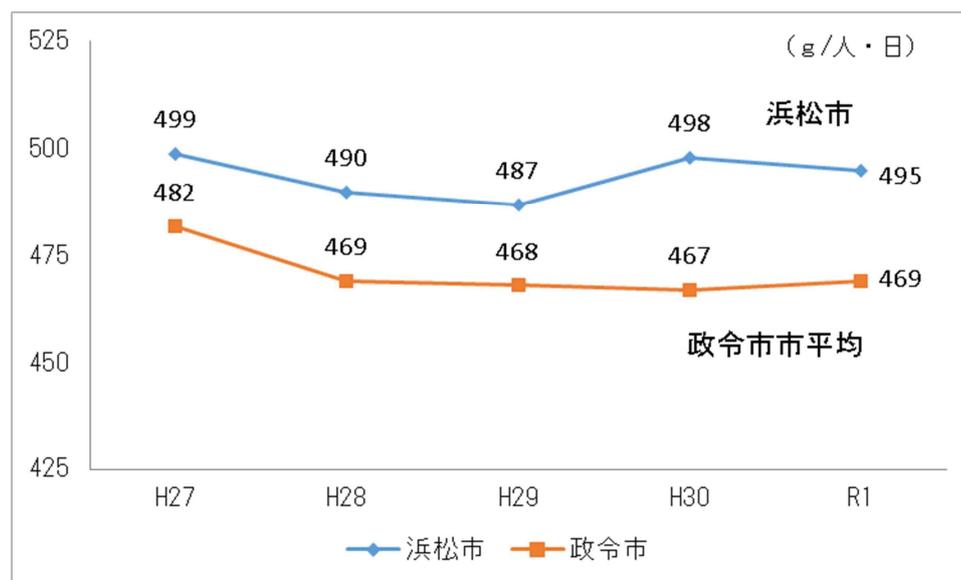


⁴最終処分量：埋立処分するごみの量。

【参考】家庭ごみ排出量の政令市平均との比較

本市と、政令指定都市の家庭ごみ⁵排出量の比較は以下のとおりです。政令市平均より多くの家庭ごみが排出されていることがわかります。

図表 6 一人1日当たりの家庭ごみ排出量における浜松市と政令市平均の比較



(2) リサイクルの状況

資源化量⁶については、年々低下し、令和2年度には44,005tとなりました。その要因としては、民間の資源物回収拠点の整備が進んだ結果、新聞や段ボールなどの古紙類が資源物集団回収から民間の回収拠点に流れたことなどによるものと考えられます。このため、リサイクル率も減少し、計画値と実績値において、大きな乖離が生じています。

このことから、民間拠点回収量について調査を行ったところ、中間目標年度である平成30年度の民間拠点回収量は約17,535t(推計値)、民間拠点回収量を含めたリサイクル率は24.0%(推計値)でした(図表10、11)。

令和10年度の計画値(目標)を達成するためには、より資源物の分別・排出しやすい環境を整備するなど、資源物の回収量を増加させる取組みの検討が必要です。

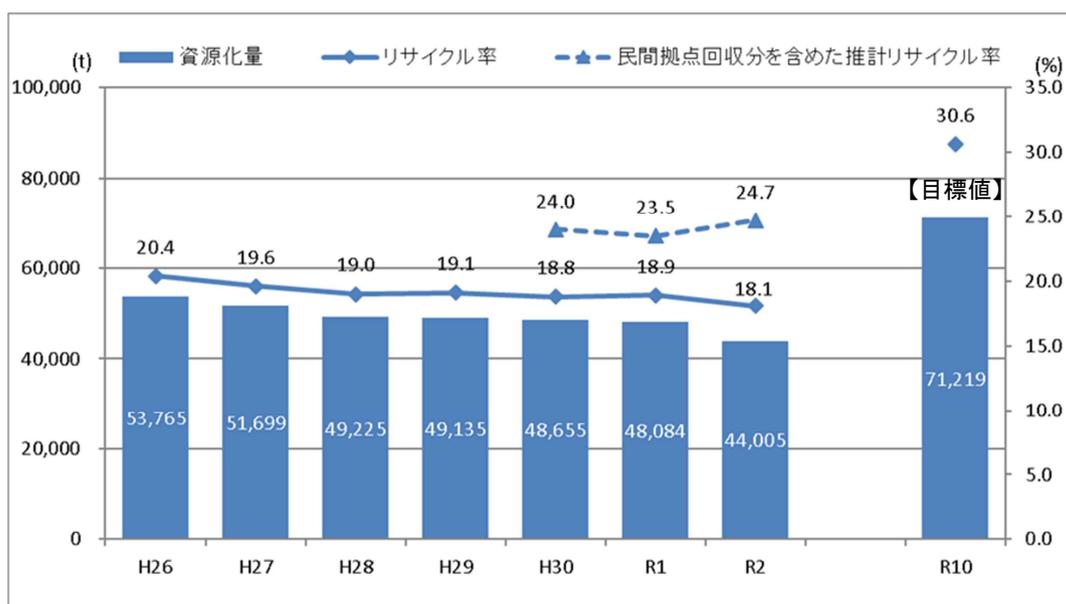
⁵ 家庭ごみ：家庭から出るごみの内、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「連絡ごみ(粗大ごみ)」を指す。

⁶ 資源化量：市が回収した資源物や集団回収の資源物、ごみ処理の過程で発生する破碎後資源や溶融後資源などの合計。

図表 10 リサイクル率の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R10
計画値	21.3	21.4	21.5	22.5	23.6	24.6	25.7	30.6
実績値	20.4	19.6	19.0	19.1	18.8	18.9	18.1	
(民間拠点回収分を含めた推計値)					(24.0)	(23.5)	(24.7)	

図表 11 資源化量・リサイクル率の推移



(3) 最終処分量の状況

最終処分量は、平成 27 年度は前年度と比較して減少しましたが、平成 28 年度以降増加に転じています。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済活動の停滞により、事業系ごみが大きく減少したため、ごみ排出量が前年度より減少した結果、最終処分量も減少しました（図表 12）。

令和 10 年度の計画値（目標）を達成するには、現在よりも最終処分量を減らすよう、普段排出するもえるごみも含め、更なるごみ自体の減量や資源物の分別に取り組む必要があります。

図表 12 最終処分量の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R10
計画値	14,477	14,348	14,135	13,966	13,816	13,749	13,605	12,728
実績値	12,121	11,781	11,836	12,173	12,812	13,226	13,168	

補足 4 浜松市環境審議会からの答申書（写）



令和 3 年 10 月 12 日

浜松市長 鈴木康友 様

浜松市環境審議会
会長 田中 浩之

家庭ごみ有料化に関すること（答申）

令和 2 年 7 月 20 日付け浜環ご第 77 号により諮問のあった「家庭ごみ有料化に関すること」について、当審議会は専門部会である「ごみ減量推進部会」にて、約 1 年間、真摯に議論を重ねてきました。

ごみの減量は、気候変動対策に向けた CO₂ 削減、資源の枯渇など地球規模の課題と深く関連する大変重要なテーマです。浜松市では、これまで「ごみ減量天下取り大作戦」をはじめとした様々なごみ減量施策を展開し、一定の効果をあげてきましたが、更なるごみ減量の取組みが必要です。

こうした中、ごみ減量推進部会にて、他政令指定都市等の家庭ごみ有料化の先行事例を調査したところ、いずれの都市も高い減量効果が認められることが確認され、家庭ごみの有料化が、市民の環境に配慮する意識変化や行動変容に繋がっていることが推察されました。

市が、引き続き環境負荷の低減に向けて、様々なごみの減量施策の推進に取り組む必要がある中で、家庭ごみ有料化は有効な施策の一つであると考えられます。

なお、家庭ごみ有料化は、市民の日常生活に大きな影響を与える施策であり、実施する場合には、社会及び経済情勢などを十分に考慮するとともに、下記の事項にも十分配慮してください。

記

- 1 実施に向けては、ごみ減量の重要性や、ごみ減量推進のために必要な取組みであることを、市民に十分説明するとともに、新たな制度に対する混乱を招かないよう周知を図ること。
- 2 家庭ごみ有料化の対象品目は、ごみの減量及び資源化の促進の観点から決定されること。
- 3 家庭ごみ有料化を実施する場合は、市民に分かりやすく、手間のかからない方法で実施されること。
- 4 手数料の額は、期待される減量効果、市民への負担、家庭ごみ有料化実施都市の実績等を総合的に考慮して決定されること。
- 5 個々の努力での減量が難しい品目については、市民にとって過度な負担とならないように一定の配慮をすること。
- 6 手数料収入は、ごみ減量へのモチベーションが働くよう、できるだけ市民に見える形で、ごみの減量及び資源化に資する事業を始めとする環境行政分野に活用されること。

ごみ減量の必要性と減量のポイント

1 ごみ減量の必要性

ごみ減量は、私たちの日常生活と関連する非常に身近な問題であるとともに、地球環境への負荷軽減や、人口減少社会の中でもごみ処理を持続可能な形で行う必要があるため取り組む必要がある重要な課題です。

ごみ減量の必要性は、大きく以下の3点にまとめることができます。

- ・地球環境を守るため（持続可能な循環型社会の構築、二酸化炭素の排出削減）
- ・今ある最終処分場を長期間使うため（新たな施設開発抑制による市内の環境保全）
- ・将来世代の負担軽減のため（ごみ処理費用の抑制）

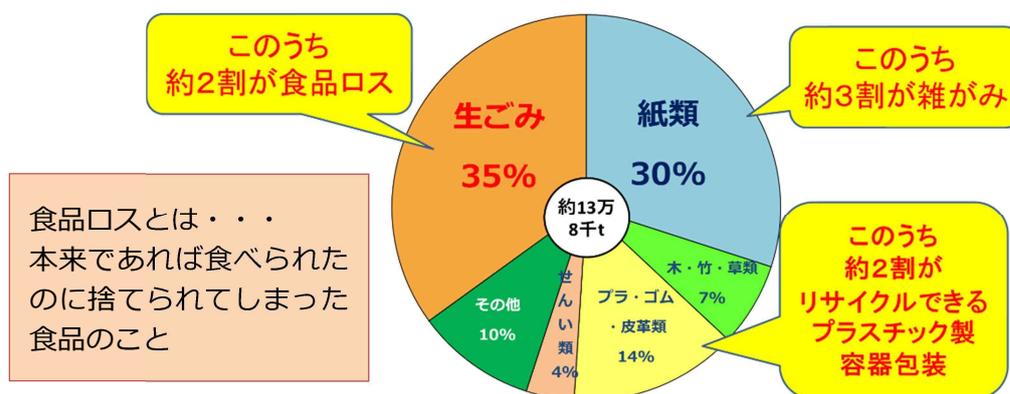
2 家庭から出るごみの現状

(1) 家庭から出るごみについて

毎年、私たちの家庭からは14万トンを超えるごみが出ています。市民の皆様にご協力いただいておりますが、平成26年度以降の家庭からでるごみの排出量は横這いで推移しているのが現状です。

市が行った調査によれば、家庭から出るごみは「もえるごみ」が約13万8千tで全体の約93%を占めています。また、「もえるごみ」の内訳を見ると、「生ごみ」「紙類」「プラスチック類」の3つで、全体の約8割を占めています。更に、「生ごみ」のうち約2割がまだ食べることができる「食品ロス」、「紙類」のうち約3割がリサイクルできる「雑がみ」、「プラスチック類」のうち約2割がリサイクルできる「きれいなプラスチック製容器包装」となっています。

図表 もえるごみの内訳

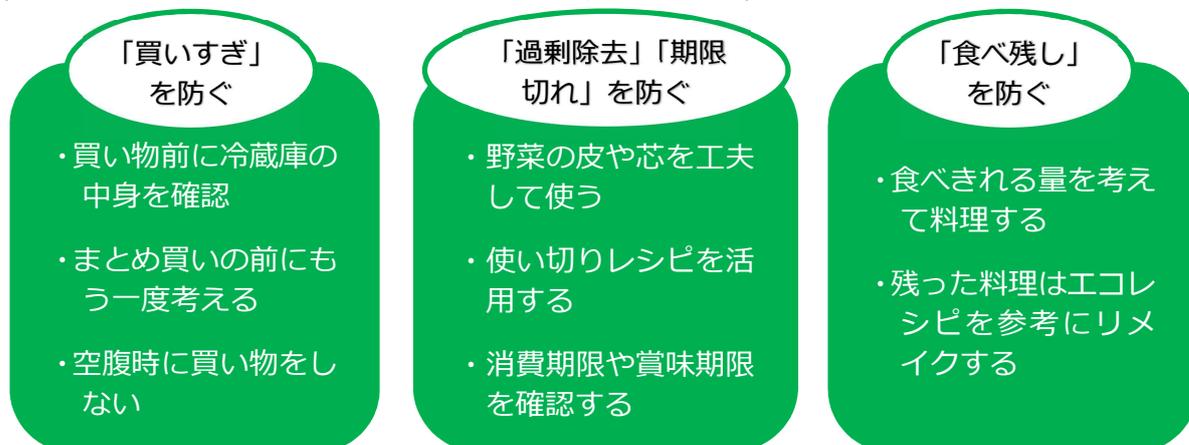


「食品ロス」「雑がみ」「きれいなプラスチック製容器包装」は、もえるごみのうち約27%を占めていると推計されます。これらのごみは、日頃の意識や正しい分別で減らしたり資源化したりできるものです。市としては、市民の皆様が取り組みやすいこの3つに着目して、ごみの減量に取り組んでいきたいと考えています。

3 家庭ごみ減量のポイント

(1) 食品ロスを減らす

食品ロスの主な発生原因は、「買いすぎ」・「過剰除去」・「期限切れ」・「食べ残し」です。これらを防ぐためのポイントの一例を紹介します。



(2) 雑がみを分別する

雑がみとは、新聞紙や雑誌・ダンボール・紙パック以外のリサイクルできる紙のことです。分別回収された雑がみは、封筒などの新たな紙製品に生まれ変わります。



雑がみはもえるごみから分別して、紙袋に入れる、雑誌やチラシに挟むなどの方法でまとめます。まとめた雑がみは紙袋や雑誌ごと紙ひもでくくり、資源物集団回収や市や民間業者が設置する回収拠点に、「雑誌」区分で出すようにしましょう。

(3) きれいなプラスチック製容器包装を分別する

浜松市では週に1回、プラマークが付いているものを「プラスチック製容器包装」として回収しています。回収後は、リサイクル業者によって、プラスチック製品の材料や工業用の燃料などに再利用されています。

プラスチック製容器包装は、水で洗って取ることができる汚れについては出来る限り落とし、回収日に出すようにしましょう。

【 浜松市からのお知らせです 】

ごみの現状と家庭ごみ有料化の 検討状況をご説明します！

市ホームページより説明動画をご覧ください、
ご意見をお寄せください。（2月5日公開予定）

動画の説明内容について、
ご意見を募集します。
（募集期間：2/5～3/4）

動画公開ページにあるご意見
フォームから、ご意見をお送り
ください。



出世大名 家康くん

説明動画は
こちらなのじゃ



市ホームページから検索🔍

家庭ごみ有料化の検討状況

ホームページの説明以外でも、下記日程で説明会を開催します。

開催日時・会場

どちらの会場
でも参加可能

2月5日（土）10:30～	雄踏文化センター（西区）	定員：300人（先着順）
2月6日（日）10:30～	総合産業展示館（東区）	定員：170人（先着順）
2月10日（木）19:30～	クリエート浜松（中区）	定員：100人（先着順）
2月12日（土）10:30～	なゆた・浜北（浜北区）	定員：200人（先着順）
2月13日（日）14:30～	みをつくし文化センター（北区）	定員：240人（先着順）
2月19日（土）10:30～	龍山森林文化会館（天竜区）	定員：110人（先着順）
2月20日（日）10:30～	Uホール（勤労会館）（中区）	定員：270人（先着順）
2月27日（日）10:30～	天竜壬生ホール（天竜区）	定員：250人（先着順）

※事前の申し込みは不要です。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各会場で定員に達した場合、入場をお断りする場合があります。
また、感染状況によっては、延期・中止とする場合があります。